

最高裁秘書第855号

令和7年3月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和7年2月7日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

職員向けポータルサイトに掲載された記事につき、手動削除されなかった場合、記事の最終更新日から14ヶ月の経過により自動的に削除されること（令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書参照）にしている理由が分かる文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）